

一般財団法人ヨコオ育英会

2026年度奨学生募集要項

1. 趣旨

当財団の奨学生制度は、経済的な理由により学費の支弁が困難な高等学校、高等専門学校又は大学若しくは大学院に在籍する学生に対して援助を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的としています。

2. 特徴

この奨学生の特徴は、次のとおりです。

- (1) 当財団の奨学生は、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生を受給したことにより、当財団を支援する企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他の奨学生制度に応募し、又は他の奨学生制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学生の応募資格は、次に該当する者とします。

- (1) 高等学校生
 - ① 当財団が指定する高等学校2年生であること。
 - ② 校長推薦があること。
- (2) 高等専門学校生
 - ① 当財団が指定する高等専門学校の工業系学科に在籍する本科2年生であること。
 - ② 校長推薦があること
- (3) 大学生
 - ① 当財団が指定する大学の理工系（文部科学省の学科系統分類表に定める大分類が、理学、工学に限る。）学部に在籍する大学2年生であること。
ただし、通信教育課程及び夜間学部生を除きます。
 - ② 学長推薦があること
- (4) 大学院生（修士課程）
 - ① 当財団が指定する大学院の理工系（文部科学省の学科系統分類表に定める大分類が、理学、工学に限る。）研究科に在籍する大学院修士課程1年生であること。
ただし、通信教育課程及び夜間主コースの学生を除きます。
 - ② 学長推薦があること

※文部科学省の学科系統分類表

https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_chousa01-001412325_4.pdf

4. 奨学生の採用予定人数

- (1) 高等学校生 : 3名
- (2) 高等専門学校生 : 1名
- (3) 大学生 : 6名
- (4) 大学院生（修士課程）: 6名

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 納付金額

- ① 高等学校生 : 月額10,000円
- ② 高等専門学校生 : 月額10,000円
- ③ 大学生 : 月額30,000円
- ④ 大学院生（修士課程）: 月額60,000円

(2) 納付の期間

- ① 高等学校生 : 2026年4月～2028年3月（最長2年間）
- ② 高等専門学校生 : 2026年4月～2030年3月（最長4年間）
- ③ 大学生 : 2026年4月～2029年3月（最長3年間）
- ④ 大学院生（修士課程）: 2026年4月～2028年3月（最長2年間）

(3) 納付の方法

奨学金は、原則として3か月分を3か月ごとに本人名義の銀行口座に振りこみます。ただし、給付初年度の4月～6月分は、7月～9月分と合わせて同年7月末までに給付予定です。

6. 応募方法

- (1) 次の「7. 提出書類」に掲げる書類を、各学校の奨学金担当窓口に提出してください。
- (2) 学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。
- (3) 各所定様式については、所属学校の奨学金担当窓口からコピーを入手するか、当財団へ請求してください。

7. 提出書類

- (1) 奨学生願書（所定様式）

(2) 学校長・学長の推薦書（所定様式）

推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をしてください。

(3) 前年度分の成績証明書（コピー不可）、修士課程の場合は不要

(4) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定様式）

(5) その他募集要項において定める書類

※レターパックライトまたは普通郵便にてお送りください。

（対面受け取りの速達郵便、書留郵便およびレターパックプラスは受付できません。）

8. 応募締切日

2026年4月30日（木）（当財団事務局必着）

9. 決定及び採用通知

奨学生の採用は、当財団の理事会で決定し、その結果を、2026年7月上旬頃に、学校に通知します。

10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された学生には、以下の事項を義務として順守していただきます。

(1) 進級時及び給付期間終了時に成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出すること。

(2) 氏名、住所、連絡先等に変更がある場合や、留年、休学、留学、転学若しくは退学又は長期欠席等をする場合は、事前に異動届出書（所定様式）を提出すること

(3) この他「11. 奨学金の停止又は廃止」に掲げる事実が発生した場合は、速やかに報告すること

11. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の給付を停止又は廃止をする。また、当該奨学生において、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

(1) 留年、休学、留学、転学若しくは退学したとき、又はやむを得ない事情がなく長期にわたって欠席したとき

(2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき

(3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき

- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 在学する学校における学籍を失ったとき
- (7) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき
- (8) 当財団の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき
- (9) この他、奨学生として適当でない事実があったとき

12. その他

応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

一般財団法人ヨコオ育英会

住 所 : 東京都北区滝野川7-5-11

電話番号 : 03-6777-7313

U R L : <https://www.yokowo-ikueikai.or.jp/>

別紙

当財団の指定校一覧（順不同）

高等学校

富岡高等学校

富岡実業高等学校

吉井高等学校

高等専門学校

群馬工業高等専門学校

大学/大学院

群馬大学/大学院

東京科学大学/大学院

埼玉大学/大学院

横浜国立大学/大学院

東北大学/大学院

山形大学/大学院